

保育所・認定こども園（2号・3号認定） ・地域型保育事業所の利用申込について

この案内には、支給認定や保育施設の利用に関する手順方法等について記載していますので、内容をよく読んで、お手続きください。

保育施設について

この案内の保育施設とは以下のとおりです。

類型	特徴
保育所	就労等により家庭で保育のできない保護者に代わって保育を行う施設。 対象年齢は、主に生後6ヶ月～小学校就学前（2歳児までの施設あり。） *産休明け（6ヶ月未満）保育を実施している施設もありますが、受入人数に限りがあります。 （朝日愛児館を除く公立保育所は1施設2人まで、私立保育所は施設により異なります。）
認定こども園	教育・保育を一体的に行う施設で、幼稚園と保育所の両方の機能をあわせ持っている施設。 *対象年齢は施設により異なります。 *土曜日、その他施設が定める日が休所日の施設があります。
地域型 保育事業所	定員が19人以下で、 0～2歳児 を預かる事業所。 *小規模保育事業所、家庭的保育事業所、事業所内保育事業所があります。 *一部施設で、給食提供や土曜日保育の実施がありませんので、詳細は別紙「地域型保育事業所一覧」をご確認ください。

※ 年齢は、その年度の4月1日時点における年齢です。

※ 2歳児までの保育所・地域型保育事業所を卒園後に引き続き他の保育施設の利用を希望される場合は、原則として、改めて保育の利用を申込のうえ、利用調整（P4参照）を受けていただくことになります。

※ 保育施設の 신설、閉鎖、移転等があれば、随時市ホームページ等でお知らせしますのでご確認ください。

<保育施設の利用申込にあたって>

保育施設ごとに、保育の方針や保育料以外の費用等が異なります。申込に際して必須ではありませんが、事前に保育施設の見学や園庭開放等に参加いただき、実際に通園が可能か等も含めてご確認ください。

保育施設の見学については、施設行事等で見学できない場合がありますので、事前に見学を希望される保育施設に電話等でお問い合わせください。

《保育施設利用の申込・問い合わせ先》

西宮市役所 保育入所課

〒662-8567 西宮市六湛寺町10番3号

電話（0798）35-3160

支給認定について

子ども・子育て支援新制度では、幼稚園、保育所、認定こども園等の利用にあたり、市の認定（以下、「支給認定」という。）が必要となり、認定された場合に「支給認定証」を交付します。

保育所、認定こども園（保育利用）、小規模保育事業所・家庭的保育事業所・事業所内保育事業所（以下「地域型保育事業所」という。）の利用を希望される方は、保育の必要性の事由のいずれかに該当し、支給認定を受けていただいたうえ、申込が必要となります（支給認定申請と保育の利用申込は同時です。）。

なお、幼稚園、認定こども園（教育利用）の利用を希望される場合は、各園へ直接お申込みください。

支給認定の種類

支給認定区分	年齢	保育の必要性	保育の必要量	利用可能な施設
1号認定	3～5歳	なし	【教育標準時間】1日4時間を基本	幼稚園 認定こども園（教育利用）
2号認定	3～5歳	あり	【保育標準時間】1日11時間以内 【保育短時間】1日8時間以内	保育所 認定こども園（保育利用）
3号認定	0～2歳			保育所 認定こども園（保育利用） 地域型保育事業所

＜保育の必要性について＞

保育の必要性が認められるのは、保護者がそれぞれ以下のいずれかの事由に該当する場合です。

必要性の事由が変更になった場合は、改めて書類をご提出いただく等、速やかにお手続きください。

事由	保護者の状況
就労（就学）	<u>週3日以上かつ週16時間以上勤務（就学）している場合。</u>
妊娠・出産（※）	母親の出産予定日から起算して8週間（多胎の場合は14週間）前の日が属する月の初日から、出産（予定）日（※）から起算して8週間を経過する日の翌日が属する月の末日までの期間である場合。 （※）入所日が妊娠・出産の事由になった場合は、原則として、出産日から起算して8週間を経過する日の翌日が属する月の末日で退所となります。ただし、その翌月から保育の必要性を満たす就労（就学）を開始する場合は、妊娠・出産の事由の期間後も継続して保育施設をご利用いただけます。
疾病・障害等	保護者の疾病、負傷又は精神若しくは身体の障害により児童の保育ができない場合。
親族の介護	親族を常時介護又は看護していることにより児童の保育ができない場合。
災害復旧	火災等の災害復旧に当たっているため児童の保育ができない場合。
求職活動	求職活動中である場合。※ <u>利用開始後90日以内に就労を開始しない場合は、退所となります。</u>
育児休業中の継続利用	新たに育児休業を取得する時点で就労の事由で既に保育施設を利用しており、育児休業中も継続して保育の利用が必要と認められる場合。 <u>出生した児童が、1歳に達する日（誕生日の前日）の属する年度の末日までとなります。</u>
その他	上記と同様の状態と認められる場合。

【保育の必要性の確認について】

（1）勤務内容を事業所に確認する場合があります。

事業所への確認により、就労状況が申告内容と異なる場合や保育の必要性が認められない場合は、保育の利用ができなくなることがあります。

（2）保育の必要性の確認（現況確認）は、毎年行います。

利用後も保育の必要性の確認のため、毎年、勤務証明書や診断書等の提出が必要です。

また、退職して90日以内に就労（就学）を開始しない場合は、保育の継続利用はできなくなります。

<保育の必要量について>

保育の必要性の事由や勤務時間等に基づき、保育の必要量（時間）を認定します。

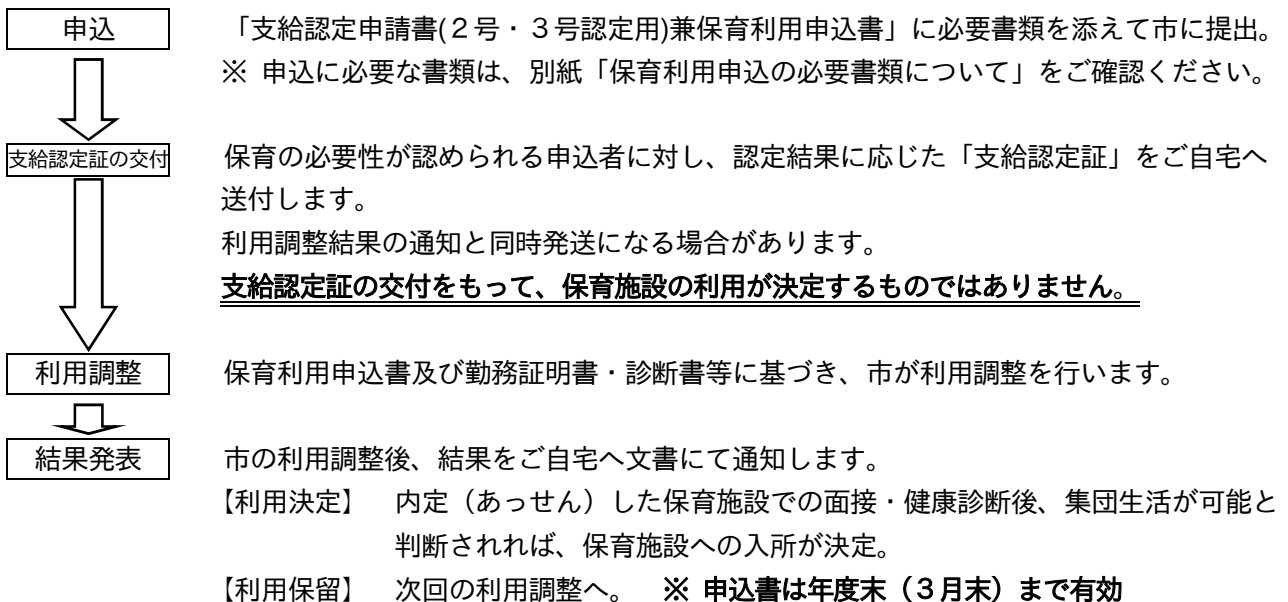
区分	該当する保育の必要性の事由
保育標準時間	月 120 時間以上の就労（就学）、妊娠・出産、災害復旧
保育短時間	月 64 時間以上 120 時間未満の就労（就学）、求職活動、疾病・障害等、親族の介護、育児休業中の継続利用

※ 月の就労時間が 120 時間未満の場合も、常態として 8 時 30 分～16 時 30 分を超える利用が必要と認められる場合は、【保育標準時間】で認定します。

※ 疾病・障害等及び介護・看護の世帯は、原則として【保育短時間】で認定します。ただし、入院中等で送迎が困難と認められる場合は、【保育標準時間】で認定する場合があります。

保育施設の利用申込について

<申込から結果発表までの流れ>



<保育利用の申込受付について>

受付場所	保育入所課（西宮市役所本庁舎7階）のみ	*支所・サービスセンター等では、受付を行っていません。 *郵送・FAX・電子メールでは申込できません。
受付時間	9：00～17：30（土曜、日曜、祝日、年末年始を除く）	
申込締切	各月 1 日入所	利用開始希望日の前月 10 日（土・日・祝日の場合は、前開庁日）
	各月 16 日入所（地域型保育事業所のみ）	利用開始希望日の前月末日（土・日・祝日の場合は、前開庁日）
その他	保健師の面談がありますので、母子手帳をご持参のうえ、 <u>お子様と一緒にお願いします。</u>	

<利用申込にかかる留意事項>

- （1）申込は予約不要です。ただし、12 時～13 時や締切日間近は待ち時間が生じることがあります。
- （2）申込受付は、お子様の出生届提出後からとなります。お子様の感染症予防のためにも、生後 6 か月未満の保育を希望する場合を除き、原則として、お子様が生後 5 か月以降に申込を行ってください。
- （3）保育施設の利用の決定は先着順ではありません。
- （4）12 月 16 日～4 月 1 日入所は、締切日が早くなります。その場合に限り、出生前でも申込を受け付けます。
なお、締切日は確定次第、市政ニュースやホームページでお知らせします。

<育児休業からの職場復帰に伴う利用申込について>

(1) 保育施設の利用が決定した場合は、以下の期日までに職場復帰することが申込の条件となります。

利用開始日	育児休業からの職場復帰日
各月 1 日入所	利用開始日の <u>翌月 15 日</u> まで
各月 16 日入所	利用開始日の <u>翌月末日</u> まで

※ 土・日・祝日が復帰日に当たる場合は、前営業日までの職場復帰が必要です。

(2) 期日までに復帰できない（育児休業の延長、妊娠して復帰しない等）場合や、元の職場に復帰しなかった場合は、保育施設の利用決定が取り消しとなることがあります。

障害児保育等について

西宮市では、集団生活において配慮を必要とする児童と他の児童が生活や遊びを共にし、お互いが育ちあい、社会性を身につけていけるようあゆみ保育を行っています。

西宮市の保育施設における利用基準としては、原則、首がすわっていること（見込みも含む）、3歳児以上については、歩行が確立していること、加えて、医療的ケアの必要のないこととしています。お子様の状況と施設の受入能力及び体制との関係により、利用いただけない場合がありますのでご了承ください。

保育施設の利用にあたり配慮を必要とする下記の事項等に該当する場合、申込前に保育所事業課（電話 0798-35-3054）までご相談ください。

- 体重増加等の発育面において、定期的な通院で経過をみている。
- 先天性疾患、心臓病、けいれん、てんかん、難聴等の病気で、治療中又は経過観察をしている。
- 言葉がゆっくり、こだわりが強い、多動、偏食がある等で育てにくさがある。
- 重度の食物アレルギーがある。

保育の利用希望及び利用調整について

<利用希望施設について>

- (1) 利用希望ができる保育施設は、保育所、認定こども園、地域型保育事業所です。
- (2) 希望施設数に制限はありませんが、通園可能な範囲でご希望ください。
- (3) 希望順位については、利用を希望される順番を確認するためのもので、第1希望の方（希望順位の高い方）が優先されるわけではありません。

<利用調整について>

利用希望者が施設の定員を上回る場合、市の定める基準により利用調整を行い、各施設の利用を内定（あっせん）します。利用調整にあたり、保護者の就労状況や世帯状況等から保育の必要性の程度を指数化し、指数の高い世帯から優先的に施設利用の内定（あっせん）となります。

- (1) 各月の申込締切後、欠員（空き）がある施設について利用調整を行います。
- (2) 利用調整の対象となるのは、希望された施設のみです。
※ 各施設の欠員は、保育入所課へお問い合わせください。
ただし、時期によっては、直近の状況をお伝えできない場合があります。
- (3) 利用希望施設に欠員がない場合は、保育施設の利用はできません。
- (4) 利用希望施設に欠員がある場合でも、申込者数が欠員を上回るときは、保育施設を利用できないことがあります。
- (5) 希望月に利用できなかった場合、申込は希望月が属する年度末まで有効となります。
※ 先着順、抽選ではありません。
※ ひとり親世帯（母子・父子世帯）が常に優先されるわけではありません。

<利用調整の結果について>

以下の日程で、初回利用開始日分の利用調整の結果をご自宅に文書にて通知します。

なお、利用保留となった場合、次回以後の結果は利用が内定（あっせん）した場合にのみ通知します。

利用開始希望日	結果発表日
各月 1 日入所	前月 20 日頃
各月 16 日入所	当月 8 日頃

※ 4 月 1 日入所については、2 月上旬から中旬（予定）に申込者全員に結果を通知します。

※ 利用調整結果は、利用希望日の申込締切日までに手続きがある場合にのみ通知します。

<保育施設での面接>

保育施設の利用が内定（あっせん）となった方は、施設で面接及び健康診断を行います。面接や健康診断により集団保育に適していると認められる場合に保育施設の利用が決定となります。

保育施設の利用にあたって

<利用者負担額（保育料）>

- (1) 保育料は、父母等の市民税額によって決定します。また、保育の必要量（保育標準時間又は保育短時間）に応じて保育料が異なります（生活保護世帯・市民税非課税世帯・地域型保育事業所在籍世帯を除く）。

保育料の期間	保育料の算定対象
平成 30 年 9 月～平成 31 年 8 月の保育料	平成 <u>30</u> 年度市民税額
平成 31 年 9 月～平成 32 年 8 月の保育料	平成 <u>31</u> 年度市民税額

- (2) 海外勤務者については、日本での課税がない場合でも、海外での収入を含めて保育料を算定します。

- (3) 保育料の祖父母合算について

以下の 2 点に該当する場合には、祖父母（いずれか高い方）の市民税額を合算して保育料を決定します。

- ・祖父母と同居している場合。
- ・父母の年収の合計が 100 万円に達しない場合。

- (4) 保育料の多子軽減について

同一世帯から 2 人以上の就学前児童が、保育所・幼稚園・認定こども園等を利用している場合は、該当児童の 2 人目以降の保育料が軽減されます（2 人目：半額、3 人目以降：無料）。

- (5) 保育料の減免について

以下に該当する場合は、保育料が減免となることがあります。

- ① 入所児童が病気や怪我のため、1 ヶ月以上連続して欠席した場合。
- ② やむを得ない理由により、納入義務者の当該年における収入が保育料算定の基礎となる年度の収入と比べて、60%以下になる場合。

※ 保護者の育児休業や自己都合での離職による減収は対象になりません。

- ③ 災害により住居が損害を受けた場合。

- (6) 保育料の支払方法について

施設	支払先	支払方法	納期限
公立保育所 私立保育所	西宮市	<u>口座振替</u> （口座振替開始までは、納付書での支払い）	毎月月末
認定こども園 地域型保育事業所	各施設	<u>施設への直接支払い</u> 支払方法は施設により異なります。	施設により 異なります。

- (7) 納期限までに保育料の納付がない場合、督促状を送付します。その後も保育料を滞納した場合は、児童福祉法等の規定による滞納処分（給与等の差押）を行うことがあります。

(8) 延長保育料について

次の支給認定の場合、保育施設の開所時間を超えて施設を利用する場合には、別途延長保育料がかかります。なお、延長保育料は施設によって異なります。

- ・「保育標準時間」…開所時間（11 時間）を超えて施設を利用する場合。
- ・「保育短時間」……開所時間のうち 8：30～16：30 を超えて施設を利用する場合。

(9) 主食費（米飯給食保護者負担金）について

3歳以上の児童に給食を提供している施設では、別途主食費がかかります。

施設	主食費の月額
公立保育所	1,000 円
私立保育所、認定こども園 地域型保育事業所	施設により異なります。 詳細は直接施設へお問い合わせください。

(10) 給食提供を行っていない（昼食持参の）地域型保育事業所の保育料について

該当する施設の保育料は、基準額から 20%減額した金額となります。

※ 給食提供の有無については、別紙「地域型保育事業所一覧」をご確認ください。

(11) その他保育料以外の料金について

施設によっては、別途料金（制服代・文具代・教育活動費等）が必要となる場合があります。

詳しくは、各施設へ直接お問い合わせください。

<保育時間について> ※保育時間や延長保育については、別紙「施設一覧」をご確認ください。

(1) 通常の保育時間

【平日】 8時30分～16時30分

【土曜日】 8時30分～12時00分

就労等により保護者が上記時間の範囲で送迎できない場合は、開所時間の範囲で施設が保育時間を決定します。

(2) 延長保育

延長保育は、開所時間を超える時間帯で実施しています。

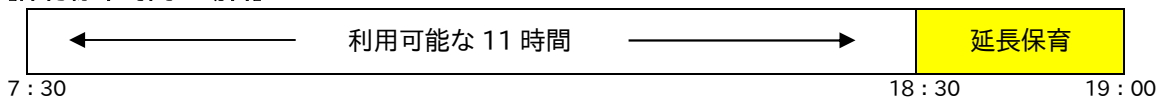
申込手続きは、内定（あっせん）した施設で直接行ってください。

【保育標準時間】【保育短時間】により延長保育の時間帯が異なります。

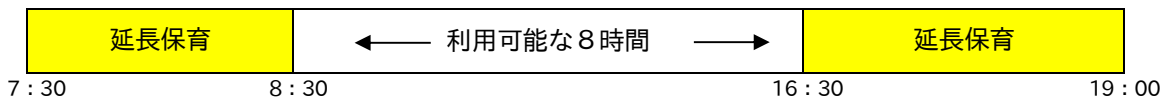
※ 各施設で利用人数に制限があるため、利用できない場合があります。

《参考》 例：開所時間が 7 時 30 分～18 時 30 分、18 時 30 分以降が延長保育の施設の場合

【保育標準時間の場合】



【保育短時間の場合】



※ 実際の保育時間は、勤務時間や通勤時間等をふまえて保育施設が決定します。

(3) ならし保育

新しい環境の中での長時間保育はお子様にとって、心身ともに大きな負担となり、集団生活に慣れにくくなります。そのために 10 日前後の「ならし保育」期間を設けています。期間中は、長時間の保育を行うことができませんので、あらかじめご了承ください。

(4) 休所日

国民の祝日に関する法律に定められた日、日曜日及び 12 月 29 日から 1 月 3 日

※ 認定こども園・地域型保育事業所の中には、上記以外に、土曜日、その他施設が定める日も休所日としている施設があります。認定こども園については各園にお問い合わせいただき、地域型保育事業所の土曜日保育の有無については、「地域型保育事業所一覧」をご確認ください。

<退所について>

保育施設を退所する場合は、「保育施設退所届」を保育施設、又は保育入所課へご提出ください。

なお、月途中で保育施設を退所する場合は、保育料を日割りで算定しますので、退所することが確定次第、すみやかに退所届をご提出ください。

<長期欠席について>

入所児童が病気や怪我以外の理由で、2ヶ月以上欠席（登所日数が極めて少ない場合を含む。）する場合は、保育の必要性がないものと判断し、支給認定の取り消し及び保育利用の解除（保育施設の退所）となります。やむを得ない事情により、長期欠席する場合は、事前に保育入所課へご相談ください。

※ 欠席期間中も保育料は全額かかります。

<転所について>

市内の保育施設から市内の別の保育施設へ移ることを希望する場合は、「保育施設転所申込書」を保育入所課へご提出ください。

なお、転所申込については、以下の点にご注意ください。

- ・希望施設に欠員が生じた場合に利用調整を行うため、転所できないことがあります。
- ・利用調整は、希望施設に対して、新規利用申込・転所申込されている方全てを対象とし、その中で、より優先度が高い（指数が高い）方から保育施設の利用を決定します。
- ・転所先の施設において、「ならし保育」期間がある場合があります。
- ・転所が決定した場合、辞退する（元の施設に戻る）ことはできません。
- ・申込後に保育施設を退所した場合、転所申込は自動的に取下げとなります。

申込の前に必ずお読みください

- (1) 申込時に提出された勤務証明書や診断書等は、保育施設での保育時間決定や保育の必要性の事由の確認に必要なため、内定（あっせん）時に各施設へ送付します。
- (2) 提出された書類は返却できません。必要な場合は、申請前にコピーをお取りください。
- (3) 申込内容（家族構成・勤務先・勤務時間・課税額等）に変更があった場合は保育入所課までご連絡ください。変更内容によっては勤務証明書や税書類等の提出が必要となります。申込内容と申込後の状況が異なる場合には支給認定や利用決定を取り消すことがあります。
- (4) 就労状況等に変更があった場合は、利用調整の優先度（指数）が変わる可能性があるため、改めて変更後の勤務証明書等をご提出ください。その際に、お子様の預け先についてもご報告ください。
(例) 育児休業からの復帰、内定先で就労を開始、新たに就労先が内定、認可外保育施設を利用等
- (5) 申込後に市外へ転出された場合、保育施設の利用申込は自動的に取下げとなります。
- (6) 保育の必要性の事由や必要量に変更が生じた場合は、支給認定変更の手続きが必要となります。その際に、交付済みの「支給認定証」は市へ返却していただきますので、「支給認定証」は大切に保管してください。

Q&A (よくある質問)

Q 申込をしていましたが、申込後しばらくして母の妊娠が判明しました。手続きは必要ですか？

A 母親の出産予定日から起算して8週間(多胎の場合は14週間)前の日が属する月の初日から、出産(予定)日から起算して8週間を経過する日の翌日が属する月の末日までの期間は、保育の必要性の事由が「妊娠・出産」に変更となりますので、母子手帳のコピー(保護者名と分娩予定日が分かる部分)をご提出ください。

なお、入所日が妊娠・出産の事由になった場合は、原則として、出産日から起算して8週間を経過する日の翌日が属する月の末日で退所となります。ただし、その翌月から保育の必要性を満たす就労(就学)を開始する場合は、妊娠・出産の事由の期間後も継続して保育施設をご利用いただけます。

Q 早く申込をすれば保育所に入所しやすくなりますか？

A 保育施設の利用の決定は、先着順ではありません。締切日までに申込された方を対象に保護者の就労状況等から保育の必要性の程度を指数化し、利用調整を行います。そのため、早く申込をしても有利になることはありません。

Q 申込書は毎月提出する必要がありますか？

A 利用申込書を毎月ご提出いただく必要はありません。ただし、申込書の有効期限は年度末までのため、翌年度以降も保育の利用申込の継続を希望する場合は、改めて申込書等の提出が必要です。

Q 育児休業中ですが申込はできますか？

A 育児休業中でもお申込みいただけます。ただし、保育施設の利用が決定した場合、1日入所の場合は翌月15日までに、16日入所の場合は翌月末日までに職場復帰することが申込の条件となります。

Q 育児休業から職場復帰しました。何か書類の提出は必要ですか？

A 保育の利用申込をしている、又は保育施設を現在利用している場合、育児休業から職場復帰された際には、復帰されたことの証明として、就労実績の記載された、職場復帰日以降の証明年月日の勤務証明書をご提出ください。

Q 保育所の見学はできますか？

A 市内の多くの保育施設は見学することができます。また、園庭開放等を行っている施設もあります。見学等は各保育施設に直接お問い合わせください。なお、見学の有無が保育施設の利用決定に影響することはありません。

Q 地域型保育事業所を卒園後、優先して保育所を利用できますか？

A 地域型保育事業所を卒園後、保育の利用申込をされた方には、利用調整上の一定の加点がありますが、申込状況によっては卒園後、保育所や認定こども園を利用できない場合があります。

Q 西宮市外の保育施設を利用できますか？

A 西宮市では、他の市区町村への広域的な申込受付を行っています。事前に希望される市区町村に申込の締切日や必要書類等をご確認のうえ、保育入所課へお問い合わせください。なお、市外の保育施設の利用調整は保育施設のある市区町村が行います。